



横浜市社会福祉協議会 『共済 News』



横浜市社協
年金共済キャラクター
ハッチちゃん

<vol.25>
2021年
12月発行

ほら、
よこはまは
あったかい

【発行】社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課 共済担当
〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 7階
TEL 045-201-2218 (平日 9時~17時) FAX 045-201-1661

- ◆事務担当者の方への情報提供や加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことなど（ホームページに毎月掲載）
- ◆最新情報をメールでお知らせします。 [登録はこちらから](#) ⇒

横浜市社協 メール配信

検索

1. 令和3年上半期の運用状況（4~9月）

今月の運営委員会（12/17開催）にて今年度上半期（9月末現在）の状況が報告されました。

| 資産区分 | ① 実績（収益率） | ② ベンチマーク（※） | 超過収益率（①-②） |
|-------|-----------|-------------|------------|
| 国内債券 | 0.46% | 0.36% | 0.10% |
| 国内株式 | 5.10% | 4.97% | 0.13% |
| 外国債券 | 0.70% | 0.75% | ▲0.05% |
| 外国株式 | 8.03% | 9.34% | ▲1.31% |
| キャッシュ | ▲0.02% | 0.00% | ▲0.02% |
| 合計 | 2.46% | 2.59% | ▲0.13% |



※ 超過収益率：ベンチマーク（市場平均・評価指標）と本事業の収益率を比較しています。

<安全で確実な運用のために>

- ◆加入者の皆さまが拠出した掛金は、将来の退職金等の給付を確実に実行するための原資として、信託銀行2行に信託し安全かつ有利な運用に努めています。
- ◆運用のリスク(※)を分散するために、4つの資産（国内債券・株式、外国債券・株式）に分けて保有・運用しています。（※リスク：収益率の不確実性のこと）

運用報告

- ◆経済正常化が進捗し、長引く供給制約などを背景にインフレの長期化懸念が強まる中、米国株価は9月に急落、一方で国内株価は急上昇しました。
- ◆9月末現在の資産総額は378.2億円となり、令和3年度第1四半期（6月末）時点の資産総額（371.0億円）から約7.2億円増加しました。

<2021年9月末の資産配分>

| 資産構成 | 時価総額（億円） | 構成割合 |
|-------|----------|-------|
| 国内債券 | 195.5 | 51.7% |
| 国内株式 | 60.4 | 16.0% |
| 外国債券 | 48.1 | 12.7% |
| 外国株式 | 59.2 | 15.7% |
| キャッシュ | 14.8 | 3.9% |
| 合計 | 378.2 | 100% |

- ◆9月末時点の時価総額約378億円を1年前の2020年9月末（338億円）と比較すると約40億円増加しました。

年末年始及び祝日を挟むため、郵送投函日にご注意ください！

<1月の事務スケジュール>

- ①【提出書類の締切日】 **施設・団体** ⇒⇒⇒⇒ **社協（共済担当）** **1/10 締切**
※10日が土日祝の場合は前営業日が締切となります。
- ②【給付金振込日（12/10締め受付分）・支給通知書の発送】 **1/12 予定**
- ③【加入者の承認通知書・掛金請求書等（1/10締め受付分）】
社協（共済担当） **1/20 発送予定** ⇒⇒⇒⇒ **施設・団体**



今年も大変お世話になりました。よいお年をお迎え下さい。

2. 転職しても・・・継続加入できる場合があります

加入期間が長くなるほど有利!



退職給付金は加入期間（掛金納付月数）が長いほど増えていきます。

掛金の納付月が 12 か月を超えて退職した場合、加入者が納めた掛金以上の給付金が支給されます。加入期間を継続するのは、掛金を継続してお支払いただける場合のみ可能となります。

退職給付金の計算は次のとおりです・・・

<退職給付金の計算方法>

$$\text{退職給付金} = \text{加入期間の平均標準給与月額} \times \text{支給乗率}$$

『標準給与月額（加入期間の平均額）』と『支給乗率』を掛け合わせて計算します。

『支給乗率』は掛金を長く納めるほど大きくなり、将来受け取る退職給付金が増加します。

<加入期間別支給乗率の推移> （本人掛金と退職給付金との比較） 【金額単位：円】

| 平均標準給与月額 | 加入期間 | 本人掛金累計※ | 支給乗率 | 支給額（本人掛金対比） |
|------------------|------|-----------|--------|------------------|
| 200,000 の場合の例 | 1年 | 54,000 | 0.297 | 59,400 (110%) |
| | 5年 | 270,000 | 2.266 | 453,200 (168%) |
| | 10年 | 540,000 | 5.444 | 1,088,800 (202%) |
| | 20年 | 1,080,000 | 14.888 | 2,977,600 (276%) |

※本人掛金(標準給与月額の 22.5/1000)の他に事業主（施設）掛金(26.5/1000)が拠出されています。

■他法人が経営する施設（事業所）へ転職する場合

市社協の年金共済事業の加入者が他の法人が経営する施設（事業所）に転職するときに、加入期間を継続できる場合があります。長く加入するほど支給乗率が大きく有利になるため、事前によく確認してから手続きをしてください。

以下の項目にあてはまるものが継続の条件です。必ず事前にご確認ください。

- 転職先の法人及び配属先事業所がともに市社協の年金共済事業に加入している。**
※ 法人により加入者の範囲が定められている場合がありますのでご注意ください。
- 転職先の施設（事業所）で市社協の年金共済事業に加入することができる。**
- 掛金を納付する月に空白が生じない。**

（例）A 法人の事業所を 2/10 付で退職（2 月分の掛金まで納付している）

➔ B 法人の事業所へ 3/20 付で就職し市社協の年金共済事業に加入（3 月分掛金から納付開始）

※ 継続の異動手続きは、掛金を継続して納付いただける場合のみ可能です。

上記の例では、B 法人の事業所の就職（加入）が 4 月以降の場合は継続ができません。

※ 転職に伴い給与が大幅に変わる場合でも、掛金の変更はできません。給与月額の設定は年 1 回（10 月）となります。

◆◆ 異動手続きは『事務の手引き』17～21 ページをご確認ください。◆◆

3. 新システム移行に向けて ★ 1 月のスケジュール（予定）

- ご案内『春から掛金納付の自動振替が始まります』（振替依頼書）を郵送します。
- 新システム運用テストを社協にて開始（1 月・2 月に新旧システムを平行処理して検証）
- 新事務の説明ビデオ（概要編）作成し配信を開始します。
* 視聴の際に必要な URL 等は事前にお知らせします。

<ビデオ内容> ・主な変更点 ・運用開始までのスケジュール ・事務の流れ等